

報道機関各位

## 小樽市家計支援臨時給付金の実施について (令和6年度分住民税均等割のみ課税世帯等に対する2万円給付)

標記事業は国の重点支援地方交付金(令和6年11月22日閣議決定、令和6年12月17日補正予算成立)を財源とする市の独自事業として、物価高騰による影響が特に大きい低所得世帯の負担を軽減するため、令和6年度分住民税(市町村民税)均等割のみ課税世帯に対し、1世帯2万円(及び子ども一人当たり1万円を加算)を給付するものです。

### 記

#### 1 対象世帯

- (1) 基本となる給付：1世帯当たり2万円  
令和6年12月13日時点で小樽市に住民登録があり、令和6年度分の住民税が定額減税前に均等割のみ課税の方及び非課税の方のみで構成される世帯(=「住民税の定額減税前所得割課税がない方のみで構成される世帯」から「世帯全員が非課税である世帯」を除いた世帯)
- (2) 子ども加算：上記の対象世帯内の平成18年4月2日以降生まれの方ひとりにつき1万円加算

#### 2 対象外となる世帯

- (1) 住民税非課税者のみで構成される世帯  
⇒非課税世帯に対する給付金(小樽市物価高騰対応臨時給付金)の対象となりえます
- (2) 世帯全員が住民税均等割課税者から扶養されている世帯

#### 3 手続等

- (1) 世帯全員が令和6年1月1日に小樽市に住民登録がある世帯で、課税情報上、要件を満たしている世帯については、①5月9日(約2,400世帯)、②5月12日(約200世帯)に小樽市から「確認書(給付のお知らせ)」を発送
  - ① 5月9日発送(約2,400世帯) 前回の給付金振込口座が印字されている「確認書」を発送⇒5月21日までに口座変更の連絡がなければ、6月3日に振込み
  - ② 5月12日発送(約200世帯) 振込口座が印字されていない「確認書」を発送⇒6月30日(消印有効)までに必要書類を添えて返送
- (2) 下記①②は給付金事務センターに連絡して「確認書」の取り寄せが必要  
「確認書」は6月30日(消印有効)までに必要書類を添えて返送
  - ① 令和6年1月1日時点で、他自治体にいた方(小樽市に課税情報がない方)がいる世帯
  - ② 令和6年度分住民税上の扶養者と死別又は離別したことで、上記2 対象外となる世帯(2)に当たらなくなった世帯

#### 4 給付金に関する手続きなどのお問合せ先

先行して行っている非課税世帯に対する、小樽市物価高騰対応臨時給付金と同じです。

名称	小樽市給付金事務センター
電話	050-5799-8485
開設期間	～令和7年7月31日(木)
受付時間	祝日を除く月曜日から金曜日午前9時から午後6時まで

#### 5 事業費

事業費(給付金分)	55,000千円(2,600世帯×2万円、子ども300人×1万円)
事務費	17,363千円(職員給料・手当、委託料、郵送料、消耗品等事務経費)
〔総事業費(事業費+事務費)〕	72,363千円

※ 事業費・事務費は「重点支援地方交付金 推奨事業メニュー分」として10/10国庫補助

以上